

## 別紙2

## 水俣市雨水管理方針策定業務委託 審査項目、配点及び審査基準

## 1 企業及び技術者の実績

評価項目	評価の着眼点		判断基準	評価の重み	評価(係数)				
					A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.0)
企業の経験及び能力	業務執行技術力	同種業務の実績の内容	地方自治体又は日本下水道事業団が委託した雨水管理総合計画又は類似の基本計画に関する業務実績	5	実績が4件以上あり、そのうち雨水管理総合計画を対象とした実績が3件以上	実績が3件以上あり、そのうち雨水管理総合計画を対象とした実績が2件以上	実績が2件あり、そのうち雨水管理総合計画を対象とした実績が1件以上	実績が1件以上	— ※0件は失格
	地域精通度	水俣市周辺での受注実績の有無	水俣市を含む熊本県内の地方自治体を業務対象とした業務委託の実績	5	熊本県内の実績が5件以上あり、そのうち水俣市を対象とした実績が3件以上	熊本県内の実績が5件以上あり、そのうち水俣市を対象とした実績が2件	熊本県内の実績が5件以上あり、そのうち水俣市を対象とした実績が1件	熊本県内の実績が5件以上	熊本県内の実績が4件以下
配置する管理技術者の実績及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	① 技術士(総合技術監理部門) ② 技術士(上下水道部門:下水道) ③ RCCM(下水道部門)	5	①の資格を有する	②の資格を有する	③の資格を有する	— ※資格なしは失格	— ※資格なしは失格
	業務執行技術力	同種業務の実績の内容	地方自治体又は日本下水道事業団が委託した雨水管理総合計画又は類似の基本計画に関する業務実績	5	実績が3件以上あり、そのうち雨水管理総合計画に関する業務実績が3件以上	実績が3件以上あり、そのうち雨水管理総合計画に関する業務実績が2件	実績が2件以上あり、そのうち雨水管理総合計画に関する業務実績が1件以上	実績が1件以上	— ※0件は失格
	地域精通度	水俣市周辺での受注実績の有無 ※照査技術者として従事した業務は除く	① 水俣市における業務実績 ② 熊本県内における業務実績 ③ 九州管内における業務実績	5	①の実績が4件以上	①及び②の実績が4件以上	①及び②の実績が3件以上	①及び②及び③の実績が3件以上	—
配置する主たる担当技術者の実績及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	① 技術士(総合技術監理部門) ② 技術士(上下水道部門:下水道) ③ RCCM(下水道部門)	5	①の資格を有する	②の資格を有する	③の資格を有する	— ※資格なしは失格	— ※資格なしは失格
	業務執行技術力	同種業務の実績の内容	地方自治体又は日本下水道事業団が委託した雨水管理総合計画又は類似の基本計画に関する業務実績	5	実績が3件以上あり、そのうち雨水管理総合計画に関する業務実績が3件以上	実績が3件以上あり、そのうち雨水管理総合計画に関する業務実績が2件	実績が2件以上あり、そのうち雨水管理総合計画に関する業務実績が1件以上	実績が1件以上	— ※0件は失格
	地域精通度	水俣市周辺での受注実績の有無 ※照査技術者として従事した業務は除く	① 水俣市における業務実績 ② 熊本県内における業務実績 ③ 九州管内における業務実績	5	①の実績が4件以上	①及び②の実績が4件以上	①及び②の実績が3件以上	①及び②及び③の実績が3件以上	—
小計 (満点40)									

※ 業務の実績については、平成23年度以降から参加表明書の提出日までに履行が完了したものを対象とする。

## 2 業務実施の妥当性

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価の重み	評価(係数)				
				A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.0)
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度を評価	20	理解度が極めて高い	AとCの間 間程度	理解度が見られる	CとEの中 間程度	理解度が極めて低い
	作業実施フロー	業務作業の実施手順を示す実施フローの妥当性を評価	20	妥当性が極めて高い	AとCの中 間程度	妥当性が見られる	CとEの中 間程度	妥当性が極めて低い
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性を評価	10	妥当性が極めて高い	AとCの中 間程度	妥当性が見られる	CとEの中 間程度	妥当性が極めて低い
技術提案	特定テーマに対する技術提案	特定テーマに関する提案の特徴及び工夫、実効性を評価	50	テーマに関して極めて的確	AとCの中 間程度	テーマに関して的確と見られる	CとEの中 間程度	テーマに関して極めて的外れ
業務コスト	概算見積書	概算見積書により業務コストの妥当性を評価	20	計算式 = 『参加者内の最低概算見積額』 ÷ 『各概算見積額』 × 20 ※ 単位は千円とし、小数点第二位を四捨五入した小数点第一までを計算結果とする。 ※ 提案上限額を超える見積額は失格となる。				
小計 (満点120)								
1と2の合計 (満点160)								